

銚田市自動車運転代行業継続支援金のご案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上の減少が長期化している自動車運転代行業者の営業継続を支援することで市民の交通手段を確保するとともに、車内の衛生的な環境の確保を推進することで感染拡大の防止を図ります。

2 支援対象事業者

交付申請の日において、次の全てに該当する事業者が支援の対象となります。

- 令和2年6月1日現在において茨城県公安委員会の認定を受けて市内に主たる営業所を置く自動車運転代行業者
- 令和2年6月から令和3年2月までの売上額の合算額が、前年同月の売上額の合算額と比較して減少していること。
- 感染防止対策を実施していること。
- 市税等の滞納がないこと（市から徴収猶予を受けている場合又は市と納付誓約を締結している場合を除く。）。
- 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当、関与していないこと。

3 支援金

支援金の額は、1事業者当たり基本額20万円及び令和3年2月28日時点において茨城県公安委員会に届出をしている随伴用自動車の台数に応じた加算額の合計額となります。

基本額	20万円						
加算額	随伴用自動車 1万円/台						
算定例	【随伴用自動車5台を所有する場合】 <table border="1"><tr><td>基本額</td><td>20万円</td></tr><tr><td>加算額</td><td>5万円</td></tr><tr><td>支援額</td><td>基本額20万円+加算額5万円=25万円</td></tr></table>	基本額	20万円	加算額	5万円	支援額	基本額20万円+加算額5万円=25万円
基本額	20万円						
加算額	5万円						
支援額	基本額20万円+加算額5万円=25万円						

4 申請手続

(1) 申請書類

次表の書類を提出してください。申請に必要な書類は市 HP にてダウンロードできます。

チェック	申請書類
	銚田市自動車運転代行業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
	茨城県公安委員会の認定を受けていることを証する書類の写し
	令和2年6月から令和3年2月までの売上額及び令和元年6月から令和2年2月までの売上額が確認できる書類の写し （確定申告済の期間については法人事業概況説明書。それ以外の期間については売上台帳）
	保有車両が確認できる書類の写し （自動車運転代行業で使用している車両であることを証する書類の写し及び交付対象となる車両の車検証の写し）
	誓約書兼同意書（様式第2号）

(2) 申請期限

令和3年5月31日（月）午後5時まで【必着】

(3) 申請方法

感染症拡大防止のため、郵送により申請してください。

<宛先> 〒311-1592 銚田市銚田 1444 番地 1

銚田市政策企画部まちづくり推進課 地域振興係宛

(4) 支援金の交付

適切な申請書受理後、概ね2週間程度で交付申請書に記載した口座に入金予定です。

5 Q&A

Q 支援金の使途に制限はありますか？

A ありません。

Q 支援金は課税対象になりますか？

A 支援金は、税務上は益金（個人事業者の場合は総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。所得税や法人税に関して不明な点などありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q 申請は営業所ごとにできますか？

A 1事業者ごとの支援ですので、営業所単位での交付ではありません。複数の営業所をお持ちでも、基本額は1件分です。

【問い合わせ先】

銚田市政策企画部まちづくり推進課地域振興係

電話:0291-36-7154(平日午前8時30分~午後5時15分)

FAX:0291-32-4622